

○内閣府令第五十六号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後

(法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設等)

第八条 「略」

2|| 法第五条第四項第五号の内閣府令で定める福利厚生施設(第三十六条第二項において「特定業務福利厚生施設」という。)は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員のために使用される施設であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 寄宿舎
- 二 社宅
- 三 寮

四 前三号に掲げる施設と併せて整備される売店、体育館その他の福利厚生施設

3|| 法第五条第四項第五号の内閣府令で定める児童福祉施設(第三十六条

第二項において「特定業務児童福祉施設」という。)は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員に係る保育所その他の児童福祉施設(専ら当該事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の児童のために使用されることが目的とされているものに限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設

二 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う施設

三 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設(同項第一号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。)

四 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業を行う施設

五 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設(同項第一号ハに掲げる施設を除く。)

改正前

(法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設)

第八条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

六 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業を行う施設
七 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所

八 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされるものに限る。）のうち、同法第六条の三第九項に規定する業務を目的とするもの（同項第一号に規定する家庭的保育者の居室を除く。）、同条第十項に規定する業務を目的とするもの若しくは同条第十二項に規定する業務を目的とするもの（同項第一号ハに掲げる施設を除く。）又は同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの

九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園（同条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）

十 前各号に掲げる施設と併せて整備される授乳室その他の子育てに関する施設

（実施状況の報告）

第三十六条 「略」

2 前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類（特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設の整備を行った場合にあつては、これらの施設の整備を行ったことを証する書類を含む。）及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあつては、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。

（実施状況の報告）

第三十六条 「同上」

2 前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあつては、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第三を次のように改める。

別記様式第3（第14条関係）

受領証

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

地方公共団体の長の氏名

地域再生法第13条の3に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

1. 事業の名称
2. 寄附年月日 年 月 日
3. 寄附金額 円

注 必要に応じて、上記の寄附を充当するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の詳細を本受領証に追記するようにしてください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第十五を次のように改める。

別記様式第15（第28条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第17条の2第1項の規定に基づき、同項第1号に掲げる事業（移転型事業）に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

(1) 特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

① 整備目的

② 整備内容

ア) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務 福利厚生施設	特定業務 児童福祉施設

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあつては、該当する地域再生法施行規則第8条第2項各号又は第3項各号の施設も併せて記載すること。

イ) 整備場所

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・特定業務施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・特定業務福利厚生施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・特定業務児童福祉施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地にこれらの施設を整備する場合には、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	m ²	m ²	
建物	延べ床面積	m ²	m ²	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			

	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比により按分したものをそれぞれ記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第8条第2項各号の施設ごとに記載すること。

カ) 特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第8条第3項各号の施設ごとに記載すること。

キ) 事業期間

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア) 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 年 月	
着工	令和 年 月	
完成	令和 年 月	
事業供用開始	令和 年 月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ) 特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

減少が見込まれる従業員数	人	人	人	人	人	人	人	人
定年退職者及び自己都合退職者の数	人	人	人	人	人	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。「1期目」の欄は認定の日から1期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から1年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間の従業員の減少数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「事業供用開始日から1年間」の欄は、地域再生法施行規則第33条第2号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

(4) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(5) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数
注）地域再生法施行規則第8条第1項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

(1) 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	

機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は3（1）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 特例措置の活用の希望

特例措置内容	活用の希望の有無	
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

--

別記様式第十六を次のように改める。

別記様式第16（第28条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書（拡充型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第17条の2第1項の規定に基づき、同項第2号に掲げる事業（拡充型事業）に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

(1) 特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

① 整備目的

② 整備内容

ア) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務 福利厚生施設	特定業務 児童福祉施設

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあつては、該当する地域再生法施行規則第8条第2項各号又は第3項各号の施設も併せて記載すること。

イ) 整備場所

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・ 特定業務施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・ 特定業務福利厚生施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・ 特定業務児童福祉施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地にこれらの施設を整備する場合には、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	m ²	m ²	
建物	延べ床面積	m ²	m ²	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			

	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比により按分したものをそれぞれ記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第8条第2項各号の施設ごとに記載すること。

カ) 特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第8条第3項各号の施設ごとに記載すること。

キ) 事業期間

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア) 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 年 月	
着工	令和 年 月	
完成	令和 年 月	
事業供用開始	令和 年 月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ) 特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人
他の事業所からの 転勤者数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「1期目」の欄は認定の日から1期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※転勤者数は、他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第8条第1項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

(1) 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	

構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は3（1）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 特例措置の活用の希望

特例措置内容	活用の希望の有無	
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

--

別記様式第二十三を次のように改める。

別記様式第23（第36条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（移転型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備状況

- ① 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備状況
- ② 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 年 月	
着工	令和 年 月	
完成	令和 年 月	
事業供用開始	令和 年 月 日	

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務施設を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

- ③ 特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 年 月	
着工	令和 年 月	
完成	令和 年 月	
事業供用開始	令和 年 月 日	

※特定業務福利厚生施設等を整備した場合に記載すること。

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

- ④ 組織体制

(報告時)

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

2 特定業務施設における雇用実績

- (1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
-------	-----	-----	----

特定業務施設の全従業員数	人	人	人
--------------	---	---	---

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減	事業供用開始日から1年間
新規採用者数	人	人	人	人
みなし転勤者数	人	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人
特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業供用開始日から1年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「みなし転勤者数」の欄は、新規採用者数、(3)に定める減少した従業員数並びに(3)に定める定年退職者及び自己都合退職者の数のうち、最も少ない数を記載すること。

※「合計」の欄は、新規採用者数及び特定集中地域等にある他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

※「事業供用開始日から1年間」の欄は、地域再生法施行規則第33条第2号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合又は事業供用開始日から1年未経過の場合には記載することを要しない。

(3) 特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減	事業供用開始日から1年間
減少した従業員数	人	人	人	人
定年退職者及び自己都合退職者の数	人	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業供用開始日から1年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間に減少した従業員数を記載すること。

※「事業供用開始日から1年間」の欄は、地域再生法施行規則第33条第2号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合又は事業供用開始日から1年未経過の場合には記載することを要しない。

(4) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職種を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

(5) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数
注）地域再生法施行規則第8条第1項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 特定業務福利厚生施設等の用途、利用人数及び利用した従業員数又は従業員の児童数

(1) 特定業務福利厚生施設の用途、利用した人数及び利用した従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第8条第2項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

(2) 特定業務児童福祉施設の用途、利用した人数及び利用した従業員の児童数

※特定業務児童福祉施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第8条第3項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

4 特例措置の活用実績

特例措置内容	活用の有無	
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
------------------------	---

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第二十四を次のように改める。

別記様式第24（第36条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（拡充型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（拡充型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備状況

- ① 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備状況
- ② 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 年 月	
着工	令和 年 月	
完成	令和 年 月	
事業供用開始	令和 年 月 日	

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務施設を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

- ③ 特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 年 月	
着工	令和 年 月	
完成	令和 年 月	
事業供用開始	令和 年 月 日	

※特定業務福利厚生施設等を整備した場合に記載すること。

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

- ④ 組織体制

(報告時)

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

2 特定業務施設における雇用実績

- (1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
-------	-----	-----	----

特定業務施設の全従業員数	人	人	人
--------------	---	---	---

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減
新規採用者数	人	人	人
他の事業所からの転勤者数	人	人	人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人
合計	人	人	人

※「報告時」の欄は、認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「合計」の欄は、新規採用者数及び他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職種を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数
注）地域再生法施行規則第8条第1項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 特定業務福利厚生施設等の用途、利用人数及び利用した従業員数又は従業員の児童数

(1) 特定業務福利厚生施設の用途、利用した人数及び利用した従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第8条第2項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

(2) 特定業務児童福祉施設の用途、利用した人数及び利用した従業員の児童数

※特定業務児童福祉施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第8条第3項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

4 特例措置の活用実績

特例措置内容	活用の有無	
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和六年四月十九日）から施行する。